

令和5年8月28日

鹿児島地方最低賃金審議会

会長 松枝 千鶴 殿

鹿児島地方最低賃金審議会

運営小委員会

委員長 松枝 千鶴

鹿児島県自動車（新車）小売業最低賃金の改正決定の
必要性の有無について（報告）

当小委員会は、令和5年8月2日鹿児島地方最低賃金審議会において付託された標記について、慎重に審議を重ねた結果、鹿児島県自動車（新車）小売業最低賃金について、改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった当小委員会の委員は、下記のとおりである。

記

公益代表委員 伊藤 周平 瀬口 毅士 松枝 千鶴

労働者代表委員 白石 裕治 日高 実禎 三浦 辰男

使用者代表委員 岩重 昌勝 瀬平 秀人 濱上 剛一郎

令和5年度運営小委員会における労使の主な主張

《自動車（新車）小売業》

○ 労働者側主張

- (1) 自動車産業は日本の基幹産業であり、鹿児島において、自動車小売業を支えているのは、そこで働く「人」である。持続的に産業・企業の競争力を維持・向上させるためには、「労働の質の高さ」に相応しい労働条件を実現し、働く「人」の意欲と活力を高めて産業の活性化を図っていく必要がある。こうしたことから、産業における基幹的労働者の労働条件の底支えとなる特定（産業別）最低賃金は、産業の魅力向上、競争力の源泉となる人財確保と流失防止、産業・企業の活性化と成長に繋がる。そこで働くことの位置づけを高めるべく、産業に相応しい水準とすることが必要である。
- (2) 自動車（新車）小売業に従事する労働者は3,260人となっているが、その中で労使交渉による最低賃金協定で保護された労働者は1,535人と約半数であり、労使交渉の手段を持たない労働者にとって、自動車（新車）小売業最低賃金は賃金の下支えとなっている。
- (3) 自動車小売業を取り巻く環境は、半導体不足等に伴う長納期化、エネルギー高騰、人材確保など厳しさを増している中、各々の企業努力はもとより働く「人」の意欲・活力を持続させ、産業・企業の高める必要性はさらに強くなっている。また、電動化・知能化など大変革は急速に進んでおり、次代を担う優秀な人財の確保は急務で、その上で技術や技能・知識の継承及び教育を図り、大変革に対応する「現場力」を維持・強化することが課題となっている。未組織・非正規労働者を含めた「現場力」を支える為にも、特定（産業別）最低賃金は地域別最低賃金に対する水準的優位性を維持・拡大する必要がある。
- (4) 特定（産業別）最低賃金は、関係労使のイニシアティブにより、産業に働く基幹的労働者を対象として設定され、賃金の不当な切り下げや低賃金を抑制することで、公正な企業間競争を確保し、産業の健全な発展にも寄与するという、地域別最低賃金とは大きく性格が異なるものである。高い付加価値を生み出す自動車産業においては、地域別最低賃金に対する優位性を維持・拡大することにより、産業に相応しい特定（産業別）最低賃金を設定することが重要である。
- (5) 鹿児島においては、ここ数年、引上げが継続されているが、個別企業労使が交渉結果を踏まえて締結した「企業内最低賃金協定」との格差や、全国に比べて低い賃金水準、影響率の問題等、課題も残っており、関係労使が自動車小売業を取り巻くさまざまな問題について議論するためにも、専門部会の設置を求める。

○ 利用者側主張

現行の特定（産業別）最低賃金は902円で、今後改正決定予定の地域別最低賃金が897円であるが、それをまだ上回っている状況であって、その新たな額について労使双方で話し合いをする機会を設けることの意味はあるものとする。したがって、専門部会を設置して審議をするということについて異論はない。